

# 社労士法人 大竹事務所通信

平成 30 年 11 月 (Vol. 144)



## ご連絡先

〒541-0046 大阪市中央区平野町 2-5-14 FUKU BLD. 三休橋 301

電話：06-6147-4763 FAX：06-6147-4795

URL: <http://www.e-jinji.jp/> ・ <http://osaka-otake.com/>

## 「採用選考に関する指針」の廃止で今後の採用活動はどうなる？

### ◆2020 年春入社組までは現行ルールを適用

経団連（日本経済団体連合会）は、現在の大学 2 年生が対象となる 2021 年春入社以降の就職・採用活動のルール「採用選考に関する指針」を廃止することを正式に決定しました。現行ルールでは、経団連の会員企業は会社説明会が 3 月 1 日、採用面接などの選考活動が 6 月 1 日、内定の通知日が 10 月 1 日をそれぞれ解禁日として、2020 年春入社予定（現在の大学 3 年生）の学生まで適用することが決まっています。

政府は経団連の決定を受け、2021 年春入社組（現在の大学 2 年生）については混乱を避けるため現在と同じ日程を維持する方針ですが、2022 年以降は経団連や大学と協議をして新たなルールを作ることを検討しています。

### ◆指針は形骸化？

経団連の中西会長は、指針を廃止する理由として、主に次の点が挙げていました。

- ・指針は強制ではないため形骸化している
- ・経団連に加盟していない外資系や IT 系の企業の採用活動は早期化している

内閣府と文部科学省が 7～8 月に行った就職活動に関する調査によると、経団連の指針で定める面接の解禁日を守っていない企業が 62.4%（前年比 3.1 ポイント増）に上り、指針の形骸化が進む実態が浮き彫りになりました。

また、1953 年の「就活協定」以来、就職・採用活動は早期化・長期化し、学業への影響が指摘されてきました。

### ◆「通年採用」へ移行する企業も

近年では、「新卒一括採用」から「通年採用」へ移行する企業も増えてきています。「通年採用」は、欧米では一般的となっており、企業は年間を通じて採用活動を行っているため、既卒者や留学生など幅広く人材と獲得できるとしています。

### ◆今後は政府主導でルールを作成

今後は、経団連に変わって政府が主導となって就職・採用活動のルールの見直しや「新卒一括採用」のあり方について議論される方針です。採用活動のグローバル化や多様化が進む中で、企業と学生が混乱しないよう適切なルール作りが求められます。

## 従業員の通勤事故リスク、対策を取っていますか？

### ◆会社が通勤時の事故発生をめぐり責任追及されるケースが増加

10 月 1 日、事故死したトラック運転手の遺族が、原因は過重労働だとして会社に約 1 億円の損害賠償を求める訴えを起こしました。

同様に、通勤途中で発生した事故をめぐり会社が責任追及されるケースが増えています。

### ◆上司も書類送検されたケース

2017 年 10 月、業務で公用ワゴン車を運転中に兵庫県川西市選挙管理委員会の職員が 5 人を死傷させる事故が発生しました。職員は、当時、参議院選挙対応で約 1 カ月間休みがなく、200 時間超の時間外労働を行っていました。2018 年 4 月 23 日、運転していた職員は自動車運転処罰法違反（過失致死傷）で書類送検され、また過労状態を知りながら運転を命じたとして、

上司も道路交通法違反（過労運転下命）で書類送検されています。

#### ◆裁判で和解が成立したケース

2018年2月8日、横浜地方裁判所川崎支部において、ある事件の和解が成立しました。この事件は、バイクで帰宅途中に居眠り運転で事故死した従業員の遺族が、原因は過重労働だとして会社に損害賠償を求めたもので、会社が7,590万円支払うこととなりました。従業員は約22時間の徹夜勤務明けで、事故前1カ月の時間外労働は約90時間でした。

#### ◆裁判官は通勤中の会社の安全配慮義務に言及

上記事件で、裁判所は、通勤時にも会社は社員が過労による事故を起こさないようにする安全配慮義務があると認定し、公共交通機関の利用を指示するなどして事故を回避すべきであったと指摘しています。

和解の内容には、再発防止策として勤務間インターバル制度の導入、男女別仮眠室の設置、深夜タクシーチケットの交付などの実施も盛り込まれました。これまで通勤中の事故で会社の責任を認めたものはほとんどなかったため、会社の安全配慮義務が従業員の通勤についても認められることを示した画期的な判断とされています。

#### ◆「労働時間把握」だけではリスクを回避できない

働き方改革法では、労働時間把握が使用者の義務として課されることとなりました。

しかし、会社に求められるのは、省令に定める方法により労働時間を記録等するだけでなく、過労状態で従業員が事故を起こさないような具体的対策を講じることでありと認識する必要があるでしょう。

### 高齢者の就業者数が過去最高に ～総務省調査より

#### ◆高齢者の就業者数が807万人と過去最高に

総務省は、「敬老の日」（9月17日）にあたって、「統計からみた我が国の高齢者－「敬老の日」にちなんで－」として、統計からみた我が国の65歳以上の高齢者についての取りまとめを公表しています。

取りまとめによれば、高齢者の就業者数は14年連続

で増加しており、807万人と過去最多だそうです。また、就業者数増に占める高齢者の割合も、12.4%と過去最高となっています。高齢就業者数は、「団塊の世代」の高齢化などを背景に2013年以降大きく増加していますが、「団塊の世代」が70歳を迎え始めたことなどにより、70歳以上で主に増加しているようです。

#### ◆高齢者就業者は「卸売業、小売業」「農業、林業」などで多い

高齢就業者が多い業種としては、主な産業別にみると、「卸売業、小売業」が125万人と最も多く、次いで「農業、林業」が99万人、「製造業」が92万人、「サービス業（他に分類されないもの）」が91万人となっています。なお、各産業の就業者総数に占める高齢者の割合をみると、「農業、林業」が49.3%と最も高く、次いで「不動産業、物品賃貸業」が24.0%、「サービス業（他に分類されないもの）」が21.2%となっています。

特に「農業、林業」「製造業」などは、かねてより高齢化の進展が指摘されている業界です。

#### ◆これからも増加が予想される高齢就業者

国際比較でも、日本の高齢者人口の割合は、世界最高となっており、高齢者の就業率も23.0%と、主要国の中で最も高い水準にあるそうです。この傾向は今後も加速することが予想されます。

調査によれば、高齢雇用者の4人に3人は非正規の職員・従業員となっており、高齢者の非正規の職員・従業員は、10年間で2倍以上に増加しているといえます。

今後も、企業としては、高齢者の雇用に関する諸問題には注視していきながら、適切な対応をしていきたいところです。

【総務省「統計からみた我が国の高齢者－「敬老の日」にちなんで－」】

<https://www.stat.go.jp/data/topics/topi1130.html>

### 寒い時期こそ「湿度」に要注意！

#### ◆オフィス環境と温湿度

オフィス環境については事務所衛生基準規則（昭和

47 年労働省令第 43 号) で定められており、温湿度に関しては、「事業者は、空気調和設備を設けている場合は、室の気温が 17 度以上 28 度以下及び相対湿度が 40 パーセント以上 70 パーセント以下になるように努めなければならない。」とされています (第 5 条第 3 項)。

室温に関してはクールビズ・ウォームビズ等の取組みにより多くの方が意識するようになりましたが、一方で、相対湿度についてはあまり関心が持たれていないのが現状のようです。特に冬季において「40%以上」の基準を満たしていない状況が多く見られるということが従来から報告されています。

#### ◆低湿度（乾燥）による悪影響

冬季は、皮膚の乾燥・かゆみ、のどの痛み・乾燥、くしゃみ・せき、鼻水・鼻づまりといった体調不良を訴える方が多くなりますが、これらはオフィスの乾燥が一因となっているものと考えられます。

また、湿度が低すぎると作業効率が悪化するとの実験結果もあります (堤仁美「低湿度環境が在室者の快適性・知的生産性に与える影響に関する研究」(2004 年))。例えば、湿度が 35%以下になると、目の乾燥によりまばたきの回数が増え、視覚によるデータ収集が必要なタスクにおいて大きく継続的な負の影響がみられるそうです。

#### ◆オフィスでの対応

一方で、同研究において、特に冬場は、比較的湿度が高いほうがより良いパフォーマンスが見られるとの結果も出ており、オフィス空間の湿度への対応の必要性が明らかとなっているといえるでしょう。

まずは、オフィス空間の湿度の状況と、乾燥による健康への悪影響が生じていないかを確認してみてください。湿度基準が満たされていないようであれば、冬を迎える前に対策が必要です。

加湿器は広い空間では効果を実感するのが難しいこともあります。調湿機能付きの空調システムの導入が最善といえますが、当面の対策としては、加湿器を使用すると同時にマスクの着用によりのを潤すといったことが有効でしょう。

## 11 月の税務と労務の手続 [提出先・納付]

### 12 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付  
[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>  
[労働基準監督署]

### 15 日

- 所得税の予定納税額の減額承認申請書 (10 月 31 日の現況) の提出 [税務署]

### 30 日

- 個人事業税の納付<第 2 期分>  
[郵便局または銀行]
- 所得税の予定納税額の納付<第 2 期分>  
[郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日>  
[公共職業安定所]

## 編集後記

朝晩の気温がぐっと下がり、冬がどんどん近づいていると感じます。私も先日、インフルエンザの予防接種をしてみました。皆様も体調管理にはくれぐれもお気を付けくださいませ。

今月も最後までお読みくださり、有り難うございました。(R. 0)